



Title	『異本上宮太子伝』所引「釈思禅師遠忌伝」について
Author(s)	中澤, 里紗
Citation	国語国文研究, 159, 22-32
Issue Date	2022-08-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/90702
Type	article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_159_22-32.pdf



[Instructions for use](#)

『異本上宮太子伝』所引「釈思禪師遠忌伝」について

中 澤 里 紗

一 はじめに

「釈思禪師遠忌伝」は、初期の聖徳太子伝である『異本上宮太子伝』に引用された諸書の一つ（逸書）である。まずは簡単に『異本上宮太子伝』について確認しておきたい。

この書は黒川春村が江戸末期に謄写し、現在に伝わる聖徳太子伝である。十世紀頃の『聖徳太子伝暦』に『七代記』の名で引用されることから、それ以前に成立していたことは確実だが、詳細な年次については八世紀後半の宝亀年間頃とする説や、九世紀前半の弘仁頃を降るとする説などがあり、未だ定説を見ない¹。現存する謄写本には、知恩院本『上宮聖徳法王帝説』にみられる法隆寺僧千夏（十一世紀中頃、永承頃の人）と同じ草名があることから、春村の参照した古写本（所在不明）は少なくとも平安中期以前のものであるとされている。春村の謄写本は二種類が現存し、そのうち広島大学附

属図書館所蔵本が『聖徳太子全集』第三卷（龍吟社、一九四四年）に「上宮太子伝」の名で、竹内理三編『寧楽遺文』下卷（東京堂出版、一九六二年）に「七代記」の名で収められるなど、早くから知られてきた。もう一本は日本大学総合学術センターに収蔵されている³。いずれも首部が失われており、本来の書名は不明だが、飯田瑞穂氏は『聖徳太子伝の研究』（吉川弘文館、二〇〇〇年）の中で、この書を『異本上宮太子伝』と呼称しており、本稿でもこれに準ずる。

『異本上宮太子伝』は、『日本書紀』等の聖徳太子関連記事に類する内容に若干の独自記事を加えた太子の伝記と、天台智顛の師であり、太子の前身とされた六朝末の僧慧思（思禪師）に関する諸書の引用から成る。以下にその構成を示す。

① 聖徳太子の伝記（首部を欠く）

・ 十七条憲法（第二条の後半部から現存）

・ 推古十三年条（斑鳩宮に遷る）

・推古十四年条（元興寺に丈六仏像を造り奉る。金剛寺を建立する。勝鬘經を説く）

・推古十五年条（小野妹子の法華經将来説話）

・推古二十一年条（太子の片岡山飢者説話）

・推古二十三年条（慧慈の帰国）

・推古二十八年条（国記と氏々の本記を記録する）

・推古二十九年条（聖徳太子の薨去）

・太子造立寺院

② 慧思に関する諸書の引用

・「大唐国衡州衡山道場釈思禪師七代記」（以下「思禪師七代記」）

・「大唐伝戒師僧名記伝」（以下「名記伝」）

・「釈思禪師遠忌伝」（以下「遠忌伝」）

このうち「名記伝」については、九世紀前半成立の光定『伝述一心戒文』に同文が「大唐揚州龍興寺和上鑑真名記伝」として引かれており、法空『平氏伝雜勘文』（一三二四）に同文を含む引用が「大唐伝戒師僧或名記大和上鑑真伝（天台沙門釈思託）」として見えることから、同書は鑑真に従って渡来した弟子の思託による鑑真伝であったと考えられる。思託はその主著『延暦僧録』（七八八か）所収の自伝「従高僧沙門釈思託伝」に、

後真相和上、移住唐寺被二人誘讞。思託、述和上行記、兼請淡海真人元開、述和上東行傳荃、則揚先徳、流芳後昆、後に真相和上、唐寺に移住するに人の誘讞を被る。思託、和上の行記を述べ、兼ねて淡海真人元開に請ひて、和上東行の傳荃を述べしめ、則ち先徳を揚げ、芳を後昆に流す⁵。

と記している。「名記伝」はこの「和上の行記」にあたり、淡海三船（淡海真人元開）『唐大和上東征伝』（以下「東征伝」）一卷の元となったものと考えられる。「平氏伝雜勘文」はまた同書を「伝戒大師三巻伝」と呼び、義澄『招提千載伝記』（一七〇一）にも「東征伝三巻（思託之述）」と見えるように、三巻からなるものであったと推定されるが、現在は逸文のみが残る⁶。

『異本上宮太子伝』が引く「名記伝」は、内容を前後二つの部分に分けることができる。年の若い沙弥（智顛）を菩薩として衡山の寺に迎へ入れた慧思が、次の日に智顛に『法華經』を講じさせるものの、智顛は意図が分からない様子であった。そのため、慧思が前世での靈山同聴（靈鷲山で如来から『法華經』の教えを共に聞いたこと）を告げると智顛は悟りをひらき、『法華經』の教えを話し出したというエピソードと、慧思と智顛が『法華經』や禪に造詣が深かったことを簡単な経歴を述べて示すのが前半部である。後半部は慧思が衡州の南岳衡山で転生をくりかえしながら六生を過ごしたことと、慧思が亡くなる直前に死後は「無仏法処」に生まれ変わり、衆生を教化すると予言したことを記している。

一方、「思禪師七代記」の著者や成立年代は明らかでない。「異本上宮太子伝」に引かれる「思禪師七代記」は、魏の文帝の時代に中国へ渡来した達摩が衡山で修業していた慧思に「海東」の「無機」の人々を化することを勧め、それを受けて慧思が六代の転生の後に「倭国之王家」に生まれたことを記す。「思禪師七代記」はそれ以上の名前等を記さないが、『異本上宮太子伝』中においては聖徳太子の一代記に続いて引用されるかたちとなっており、この「倭国之王家」

に誕生した存在が太子であると理解される文脈を形成する。慧思の後身が太子であるという説は、思託『延曆僧録』所収の「上宮太子菩薩伝」や同じく鑑真に従って渡来した弟子の法進『梵網経註』、さらに淡海三船『東征伝』等の著作に見られる。彼らは鑑真に関連する人物であり、辻氏は聖徳太子慧思後身説を思託の創作であると推定した。現在では辻氏の論を継承しながらも、思託のみというよりは鑑真の周辺の人物によって作られた説であると推定する論がある。また、伊吹氏は「思禪師七代記」の内容が史実に即さないことから、この書を「日本人の偽撰」であると指摘した。

そして、本稿で問題とする「遠忌伝」の著者や成立年代もまた不明である。「異本上宮太子伝」に引かれる「遠忌伝」は、慧思の臨終の様子を述べ、南岳の衡山にて慧思の教えを受け継ぐ者たちによって、その遠忌が絶えず行われていることを語る。飯田氏は「名記伝」が思託によって作成された書物であることを踏まえ、「思禪師七代記」と「遠忌伝」に対して

内容から見て漢籍のやうに思はれるが、これらも鑑真の周辺の僧と関連するものかもしれない。三書とも慧思に関する内容をもつので、慧思後身説との関係で引証されたものであらう¹²。

と成立経緯を想定している。しかし、「遠忌伝」に関するそれ以上の言及はこれまでなされてこなかった。そこで本稿では「遠忌伝」の内容に着目し、より詳細な読解を通じてこの記事の性質について考察していきたい。

二 『異本上宮太子伝』における「遠忌伝」

はじめに『異本上宮太子伝』が引く「遠忌伝」の全文を挙げる。

釋思禪師遠忌伝云、南岳衡山有岳寺。其寺有般若臺・雙峯(臺)・紫蓋臺・慧日臺・住栝臺・花嚴臺・四禪臺・祝融臺・南臺・般若閣等、廿余所。各有衆僧、六時行道。但、思禪師居住岳寺、門人、脱綿(綿)、(著)布衣。禪師臨命終時、有人、勸(諸)久住世間、度脱衆生。禪師便答、有十八人脱綿者、我亦擬住世間。今有一万禪衆、皆著艾布(也者)、乃是思禪師徒衆也。禪師自從遷化以來、每遠忌不廢。衡岳山門道場可有廿余所。僧俗稍衆。并衡州(下)道俗、山中万有五千已上、每年雲集、設忌日大齋法会、連々不絶¹³。

これを私に訓み下したものが以下になる。

釋思禪師遠忌伝に云はく、南岳の衡山に岳寺有り。其の寺に般若臺・雙峯(臺)・紫蓋臺・慧日臺・住栝臺・花嚴臺・四禪臺・祝融臺・南臺・般若閣等、廿余所有り。各に衆僧有りて、六時に行道す。但、思禪師が居住せし岳寺には、門人、綿を脱ぎ、布衣を(著)る。禪師の命終に臨みし時、人有りて、久しく世間に住り、衆生を度脱せしむることを勧請す。禪師便ち答へていはく、「十八人の綿を脱ぐ者有れば、我も亦世間に住せるを擬ふ」と。今一万の禪衆有りて、皆艾布を著たるは、乃ち是れ思禪師の徒衆なり。禪師の遷化せしより以來、毎に遠忌廢まらず。衡岳の山門道場廿余所有るべし。僧俗稍衆し。衡州(下)の

道俗を并せ、山中に万有五千已上、毎年（七）に雲集し、忌日に大齋法会を設くること、連々として絶えざるなり。

引用文は、かつて慧思が住んでいた衡山の岳寺の現在の様子を語ることからはじまる。そこで修行する慧思の門人は綿を脱ぎ、「布衣」、つまり植物から作られた衣を着ている。その由来が次に示される。慧思が亡くなる時、慧思に長く世間にとどまって衆生を解脱させることを求めた人物がいた。しかし慧思は、十八人の綿を脱いだ者（慧思の弟子）がいるため、私が生きて世間にとどまるのと同じことであると答えた。今一万の禪僧がいて、彼らがみな「艾布」を着ているのは、慧思の門人の僧であることを示しているという。この後は慧思の遠忌が毎年続けられていることが語られる。慧思の遠忌には、衡山の岳寺や衡州内から僧侶・俗人を問わず一万五千人以上が衡山に集まり、絶えることなく齋会を行い続けている。

『禁本上宮太子伝』が「思禪師七代記」の後に「名記伝」や「遠忌伝」を引くことについて、注10前掲伊吹論は、
正しく慧思の事績を日本に広めるとともに、日本人に慧思が今日も中国で尊敬を集めていることを知らしめる目的（九一〇頁）

があったとしている。「釋思禪師遠忌伝」という題や前述した本文の内容を踏まえると妥当な見解であろう。その上で、「遠忌伝」についての理解をさらに深めるために、思禪師に連なる僧たちは綿の衣を脱ぎ「布衣」を着ているという話に注目したい。

文中の傍線部「門人、綿（綿）を脱ぎ、布衣を〔著〕る」とある部分について、テキストとした『寧楽遺文』では、傍注で「綿」字を「錦」

とする校訂案を示す。しかし、ここでの「綿」は植物の綿（木綿）ではなく蚕の繭から作られる綿、真綿の意味でそのまま解すべき箇所である。前漢末の史游の著とされる『急就篇』「絳緹絳紉絲絮綿」に付された顏師古（五八一―六四五）の注に、「漬繭擊之。精者為綿、麤者為絮〔繭を漬して之れを撃く。精しきは綿と為し、麤きは絮と為す〕」とある。「遠忌伝」の当該箇所では、衣類の豪華さではなく、繭を撃いて（蚕を殺して）布を作ることが問題になっているのである。

かつて中国の僧侶の間では絹の衣、つまり蚕の繭から作られる衣を禁絶しようとする思想があった。これについては諏訪義純「中国仏教における絹衣禁絶の思想の展開と挫折」（『愛知学院大学文学部紀要』14、一九八四年）に詳しい。諏訪氏は、南朝・梁の沈約（四四一―五一三）が「究竟慈悲論」（道宣『広弘明集』（六六四）卷二十六所収）の中で絹衣を禁絶することを提唱し、それにより絹衣禁絶思想が僧侶たちの間に広がったと述べる。そして道宣『続高僧伝』（六四五）の内容を踏まえ、積極的に絹衣を断とうとした人物の一人として慧思の名を挙げた。『続高僧伝』の巻第十七の陳南岳衡山釈慧思伝には、

至（至）如（如）繪纈・皮革（皮革）、多由（多由）損生（損生）。故其徒属服章、率加以（率加）布。寒則艾納用犯三風霜（繪纈（絹と綿）・皮革の如きに至りては、多く生を損ずる由となる。故に其の徒属の服章、率加ふるに布を以てす。寒ければ即ち艾納を用て風霜を犯す）」。

とある。絹・綿の衣は生物（蚕）を殺すことになるため、慧思とその弟子たちは植物から作られた布の衣で過（過）ごし、寒いときは苔の

一種である艾納を用いて風霜を防ぐのである。

『統高僧伝』を記した道宣（五九六―六七七）自身も絹衣禁絶の思想をもっていた。それに関する著書には、『四分律刪繁補闕行事鈔』（以下『行事鈔』）の「乞蚕綿作袈裟戒」や「釈門章服儀」（六五七）の立体抜俗篇などがある。『行事鈔』「乞蚕綿作袈裟戒」は主にインドの律や論をもとにして、絹の袈裟を着ることを禁じている。¹⁸ その一部に以下のような文がある。

涅槃中、皮革履屨・僑奢耶衣、如是衣服悉皆不畜。是正経律。今有一方禪衆、皆著艾布者、豈不順教。『涅槃』中に、皮革の履屨・僑奢耶の衣、是の如き衣服は悉く皆蓄へずとあり。是れ正しき経律なり。今一方の禪衆有りて、皆艾布を著せるは、豈に教へに順はずや。¹⁹

ここでは、『大般涅槃經』に皮革の履物と「僑奢耶衣」を蓄えてはならないとあることが挙げられている。「僑奢耶」はサンスクリット語 *kravats* の音訳で綿を意味し、「乞蚕綿作袈裟戒」中にも「僑奢耶者是綿名也」と見える。綿の衣を身につけないことが正しい経律であり、今一方の禪僧がいて、皆「艾布」を着ているのは教えに従っていることだと述べるのである。この傍線部は「遠忌伝」の「今有一万禪衆、皆著艾布（者也）」という記述と非常によく似ている。²¹ 絹衣を断つ慧思を語る『統高僧伝』の著者が道宣であり、また、沈約「究竟慈悲論」を収める『弘明集』も同じく道宣の編になることも踏まえると、「遠忌伝」の記事には道宣の著作の影響が強うかがえるといえよう。

ただし、著者が同じといっても『行事鈔』の「今有一方禪衆、皆

著艾布者」は、慧思とはかかわりのない文脈で語られたものであり、それを慧思の行跡と結びつけたのは「遠忌伝」である。『行事鈔』の一文が「今」の「禪衆」について述べているのに対し、「遠忌伝」の目的は慧思に対する信仰の現在、絶えることなく行われる遠忌を語り、慧思を称揚しようというものであるため、現在の慧思の弟子についても語る必要があった。それを果たすのに適していたのが、絹・綿の衣を断つという慧思の伝と共通する要素をもつ『行事鈔』「乞蚕綿作袈裟戒」の一文だったのである。

三 道宣と鑑真

道宣は律学を修め、南山律宗の祖となった人物である。小乘仏教の經典である『四分律』に対して大乘仏教的な解釈を行い、律三大部である『行事鈔』や『四分律刪繁補隨機羯磨疏』、『四分律含注戒本疏』ほか様々な書物を著している。²²

前節で「遠忌伝」には道宣の著作の影響が見られることを指摘したが、南山律宗の門徒が「遠忌伝」を記したとは考えにくい。天台智顛の師である慧思について語っているのだから、天台宗に連なり、かつ律に関する注釈書である『行事鈔』にも親しんだ人物によって作成されたと捉える方が自然である。先行研究では「鑑真の周辺の僧に関連する」と著者についての推定がなされており、以下ではその見解が適しているのかを確認していく。

鑑真（六八八―七六三）は南山律宗と天台宗双方の流れをくむ僧である。『東征伝』や贊寧等編『宋高僧伝』（九八八）巻第十四、唐

揚州大雲寺鑑真伝は、

中宗孝和帝神龍元年、從_二道岸律師_一受_二菩薩戒_一。景龍元年、詣_二長安_一、至_二二年三月二十八日_一、於_二實際寺_一依_二荊州恒景律師_一得_二戒_一〔中宗孝和帝の神龍元年（七〇五）、道岸律師に從ひて菩薩戒を受く。景龍元年（七〇七）、長安に詣で、二年（七〇八）三月二十八日に至り、實際寺に於いて荊州恒景律師の辺りに依りて戒（＝具足戒）を得る²⁴〕。

と鑑真が道岸律師について菩薩戒を受け、恒景律師について具足戒を受けたことを記す。このうち、道岸は『宋高僧伝』卷第十四の唐京師崇聖寺文綱伝に、

有_二下若_一弟子、淮南道岸、蜀川神積、岐隴慧顛、京兆神慧・思義・紹覺、律藏恒暹・崇業等_二五十余人_一。〔弟子、淮南の道岸、蜀川の神積、岐隴の慧顛、京兆の神慧・思義・紹覺、律藏の恒暹・崇業等の若き五十余人有り〕。

とあり、同卷、唐京兆西明寺道宣伝に、

宣、從_二登_一戒壇_一及_レ當_二三泥日_一、其間受法伝教弟子可_二三百人_一。其親度曰_二大慈律師_一。授法者文綱等〔宣、戒壇に登れる從り泥日（泥沍_レ涅槃）に当たるに及び、其の間の受法伝教の弟子千百人たる可し。其の親_レ度せるは大慈律師と曰ふ。授法せし者は文綱等なり²⁶〕。

とあることから、鑑真の戒律が道宣一文綱・道岸と続く南山律の流れを引くことが分かる。また、凝然『三国仏法伝通縁起』（一一三二）卷下・律宗条では、

隨_二融濟律師_一學_二南山律鈔・業疏・輕重儀等_一〔融濟律師に隨ひ

て南山の『律鈔』・『業疏』・『輕重儀』等を学ぶ²⁷〕。と鑑真が融濟から道宣の著作を学んだことが示される。融濟は同書のつづきに、

道岸・融濟、並南山道宣律師受學弟子〔道岸・融濟は、並びに南山道宣律師に受學せし弟子なり²⁸〕。

とあり、道宣から学びを受けた弟子である。また『東征伝』は、凡前後講_二大律并疏_一四十遍。講_二律抄_一七十遍。講_二輕重儀_一十遍。講_二羯磨疏_一十遍〔凡そ前後に『大律』並びに『疏』を講ずること四十遍。『律抄』を講ずること七十遍。『輕重儀』を講ずること十遍。『羯磨疏』を講ずること十遍²⁹〕。

と鑑真の講律について伝えている。

一方、恒景は『宋高僧伝』卷第五・唐荊州玉泉寺恒景伝に、

初就_二文綱律師_一隸_二業毘尼_一。後入_二覆舟山玉泉寺_一、追_二智者禪師_一習_二止觀門_一〔初め文綱律師に就き、毘尼（＝律）に隸業ふ。後に覆舟山玉泉寺に入り、智者禪師を追ひて止觀門を習ふ³⁰〕。

とあるように、はじめは南山律僧の文綱について律を学んだが、後に智者（智顛）を追って天台止觀を習った人物である。鑑真が天台も学んでいたことは広く知られており、時代は下るものの『塵添鹽囊鈔』（一五三二）卷第十八、本朝_二戒壇建立_一ノ事に、

隨_二弘景禪師_一受_二具足戒_一、並_二學_一天台〔弘景（＝恒景）禪師に隨ひて具足戒を受け、並びに天台を学ぶ³¹〕。

とこの恒景が鑑真の天台の師でもあったという伝えが残されている。鑑真が天台系統の知識も有していたことは、『東征伝』に

天台止観法門。文義。文句各十卷。四教儀十二卷。次第禪門十一卷。行法華懺法一卷。小止観一卷。六妙門一卷。

などとあるように、智顛の天台典籍を將來しており、そのうち「天台止観法門」は鑑真の手元に置かれ、必要に応じて貸し出していたという状況からもうかがえる。また『平氏伝雜勘文』下二に引く「名記伝」の逸文には、栄叡が鑑真に日本への弟子の派遣を希求した際に、

和上便云、(中略)又天台智者云、三百年後我所遺文墨、感引伝於世一。大師無常、泊三百年。而今大唐国家道俗惣大興隆。聖人言語未会相違一(鑑真)和上便ち云はく、(中略)又天台智者の云はく、『三百年の後、我が遺す所の文墨、世に感伝せん』と。大師無常すること、二百年に泊ぶ。而るに今大唐の国家の道俗惣大いに興隆す。聖人の言語未だ相違に会はず。

と鑑真が述べたことが記される。つづいて『異本上宮太子伝』所引「名記伝」前半部と同じ、慧思と智顛の出会いのエピソードを挟んだ後、

今至三於此一和上乃命二門人一講授戒律一入師・法主者命赴叡心同向三日本一万代伝灯。諸人咸然一無二对言。(中略)和上乃自許三僧叡・照等之四日本国。〔今此に至りて、(鑑真)和上乃ち門人に命じ、「戒律を講授する入師・法主は命赴し、叡(≡栄叡)と心同じくして日本へ向かひ、万代に灯を伝へよ」といふ。諸人咸然として一の对言するものも無し。(中略)和上乃ち自ら僧叡(≡栄叡)・照(≡普照)等と日本国へ之くを許す。〕

と記す。これらの「名記伝」の逸文は、鑑真が天台の教えが三百年

後に世に広まるという智顛の予言を述べ、弟子に日本への渡海を命じたが、誰も応じなかったために、伝戒律師將來のために日本から渡唐した栄叡・普照とともに自ら赴くこととしたという話を語る。「名記伝」が書かれた当時、鑑真がその周囲から天台の法灯を継ぐ存在と見なされていたことをうかがわせるものである。

ここまで鑑真と南山律宗・天台宗との関係性を辿ってみた。繰り返しにはなるが、「遠忌伝」のように絹・綿の衣を断つた慧思の話と『行事鈔』「乞蚕綿作袈裟戒」の一文を結びつけるには、天台宗と南山律宗の両方の伝承を介す必要がある。「異本上宮太子伝」が引く他の二書のうち、「思禪師七代記」は鑑真や思託の周辺的人物によって著されたと推定される書であり、「名記伝」は思託によって作成された書である。「遠忌伝」の成立年次や作者の詳細はなお不明であるが、「遠忌伝」も他の二書と共通する状況の下、すなわち、先行研究が指摘するような道岸・恒景の教えを受けついで鑑真もしくは鑑真の教えを受け継ぐ人物の手によって制作されたと考えて問題はないだらう。

四 おわりに

以上、「異本上宮太子伝」が引用する「遠忌伝」についての考察を行った。本稿では、慧思の門人が綿(真綿)の衣を脱ぎ、植物から作られた衣を着ているという記事に着目し、「遠忌伝」には道宣の著作の影響が強く見られることと、特に、「続高僧伝」からは慧思の門徒が艾納を衣として寒さを防ぐというエピソードが、『行事鈔』から

は「今有一方禪衆、皆著文布者」という表現が利用され、「遠忌伝」においてそれらが結びつけられていることを指摘した。また、それを行ったのは、「はじめに」に掲げた飯田諭の推定どおり、南山律と天台双方に関する伝承を受け継いだ鑑真周辺の人物であった可能性が強く想定された。

「遠忌伝」は、中国における慧思の信仰が今でも続いていることを語るものである。それが慧思の後身を聖徳太子とする『異本上宮太子伝』に引かれることにより、日本での信仰が続く太子と中国での信仰が続く慧思とが重ね合わされる。そうして、日本と中国、その両方の仏教世界にまたがる存在としての太子像が『異本上宮太子伝』を通して形作られるのである。聖徳太子慧思後身説は、後世広く浸透していった太子信仰の基盤となり、入唐僧によって唐土にも伝えられた³⁵。そうした基盤の形成に、見てきたような「遠忌伝」の成立も関わるものと位置づけられよう。

注

- 1 『異本上宮太子伝』の成立に関する近年に至る諸説については、伊吹敦「『異本上宮太子伝』の成立と流布」(『東洋学研究』51、二〇一四年)にまとめられている。
- 2 膳写本の説明については、飯田瑞穂「聖徳太子伝の推移——『伝暦』成立以前の諸太子伝——」(『飯田瑞穂著作集1 聖徳太子伝の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九七三年十月)を参照した。

- 3 注2前掲論、吉田一彦「『異本上宮太子伝』の写本と内容」(『変貌する聖徳太子』平凡社、二〇一一年)。広島大学本との関係については吉田論に詳しい。

- 4 ただし、それらの記事は『日本書紀』から直接引用されたものではなく、後の『聖徳太子伝暦』等に逸文の残る『暦録』のような、『日本書紀』を簡略化・改変したと考えられる『日本書紀』のサブテキストを通じて引かれたものであった可能性が、神野志隆光「『七代記』と『日本紀』」(『変奏される日本書紀』東京大学出版会、二〇〇九年)によって指摘されている。

- 5 藏中しのぶ『延暦僧録』注釈(大東文化大学東洋研究所、二〇〇八年)八一、八三頁。訓み下しも同書により、一部私に改めた。以下、引用文中の傍線は稿者による。なお、本稿の引用文中に見られる旧字や異体字は適宜通行の字体に改めた。

- 6 辻善之助「聖徳太子慧思禪師後身説に関する疑」(『日本佛教史研究』第三卷、岩波書店、一九八四年、初出一九二九年一月)、藏中進「唐大和上東征伝の研究」(桜楓社、一九七六年)を参照した。

- 7 以下、『異本上宮太子伝』の引用は竹内理三編『寧楽遺文』下巻所収「七代記」(東京堂出版、一九六二年)による。

- 8 思託・淡海三船の著作については、注6前掲論論によって、法進の著作については、大屋徳城「聖徳太子に対する後世の崇拜と信仰」(『日本佛教史の研究』第二卷、法蔵館、一九二九年)によって指摘されている。なお、『東征伝』には、

大和上答曰、昔聞、南岳慧思禪師、遷化之後、託生倭国王子

- 一。興隆佛法、濟度衆生」〔大和上（≡鑑真）答へて曰く、「昔聞く、南岳惠思（≡慧思）禪師、遷化の後に倭国の王子に托生す。仏法を興隆し、衆生を濟度すと」〕。（大日本仏教全書113『唐大和上東征伝』有精堂出版部、一九三二年、一〇九頁。以下、『大日本仏教全書』からの引用は一部句読を改め、私に訓み下しを付す）
- とあり、『梵網經註』（逸書。該当部分は凝然『梵網戒本疏日珠鈔』に引かれる）には、
- 亦如聖德王、前身生大唐南岳。名惠思禪師。陳朝元（无か——稿者注）常、從此已来、道俗常有二万人、奉設忌会至今未住「亦聖德王の如きは、前身大唐南岳に生まる。惠思禪師と名づく。陳朝に元（无）常す。此れより已来、道俗常に一二万人有りて、忌会を設け奉ること、今に至りて未だ住まず」（『大正新脩大藏經』六二卷（No.2060）二三五頁c。以下、『大正新脩大藏經』からの引用は一部句読・返読を改め、私に訓み下しを付す）とある。
- 9 注6前掲辻論。
- 10 飯田瑞穂「聖德太子慧思禪師後身説の成立について」（『飯田瑞穂著作集1 聖德太子伝の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九六八年九月）や伊吹敦「聖德太子慧思後身説の形成」（『東洋思想文化』第一号、東洋大学文学部、二〇一四年三月）など。
- 11 前掲伊吹論、一〇頁。
- 12 注2前掲論、二六頁。
- 13 注7前掲書、八九四〜八九五頁。一部句読を改めた。以下、引用文中の傍線は稿者による。□内は編者による補入、○内は編者の傍注を示す。
- 14 『小爾雅』広服条に、「麻苧葛曰布。布通名也〔麻・苧・葛を布と曰ふ。布、通名なり〕」（張輯撰『博雅十卷附小爾雅一卷』、四頁。国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2537232>。私に句読を改め訓み下しを付した）とある。
- 15 「艾布」は、後に引く『続高僧伝』慧思伝に「寒則艾納用犯二風霜」とあるのに照らして、艾納を用いた布のことと考えられる。艾納は松の古木等に付着する苔の一種。平安時代後期の『香要抄』末・艾納香条に、
- 又有松樹皮綠衣。亦名艾納（中略）或云、其形如太糸長四五寸許。如蘭花于杜之物黏着其筋、上方着松樹之篤也〔又、松樹の皮に緑衣有り。亦艾納と名づく（中略）或いは云はく、其の形太き糸の長さ四五寸許りなるが如し。蘭花の如く杜の物に其の筋を黏着し、上方に松樹の篤きに着くなり〕（天理図書館善本叢書和書之部31『香要抄・藥種抄』天理大學出版部、一九七七年、一六四〜一六五頁。私に句読を改め訓み下しを付した）
- とある。それを布の上にとまとい、保温に供したのであろう。
- 16 王心麟『玉海』二〇四卷付刻『急就篇注』卷第二（十七頁。国立国会図書館デジタルコレクション、<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2586090?oc=opened=1>）。

- 17 『大正新脩大藏經』五〇卷 (No.2060) 五六四頁 a。
 18 前掲諏訪論にて「乞蚕綿作袈裟戒」の文の検討がなされている。
 19 『大正新脩大藏經』四〇卷 (No.1804) 六九頁 a。
 20 前掲諏訪論はこの部分の典拠として、『大般涅槃經』の「及び諸衣服・橋奢耶衣・珂貝・皮革・金銀盃器、如是等物亦不应受」「及び諸の衣服・橋奢耶衣・珂貝・皮革・金銀盃器、是の如き等の物は亦応受せず」(『大正新脩大藏經』十二卷 (No.374) 三八六頁 a) を挙げる。
 21 「一方」(「行事鈔」と「一万」(「遠忌伝」)の差があるが、「一方」と「万」は似た字体であり、「遠忌伝」で意図的に修正されたものか誤写によるものかは判断がつけられない。「遠忌伝」の方が具体的な数字として示されている点を確認するにとどめる。
 22 道宣の伝記については、藤善眞澄『道宣伝の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇二年)を参照した。
 23 以下、鑑真については、大久保道舟『鑑真大和上傳の研究』(駒沢大学実践宗乗研究会年報 4、駒沢大学実践宗乗研究会、一九三六年三月)、石田瑞麿『日本佛教における戒律の研究』(在家仏教協会、一九六三年)、安藤更生『鑑真』(『人物叢書』、吉川弘文館、一九六七年)、東野治之『鑑真』(岩波書店、二〇〇九年)を参照した。
 24 『大正新脩大藏經』五〇卷 (No.2061) 七九七頁 b。『東征伝』に於て「西京實際寺」登壇、受「具足戒」。荊州南泉寺弘景律師為「和上」。「西京實際寺に於いて登壇し、具足戒を受く。荊州南泉寺弘景(=恒景)律師を和上と為」(大日本仏教全書 1-1-3、一〇九頁)とあり、鑑真が恒景から具足戒を受けたことが分かる。
 25 『大正新脩大藏經』五〇卷 (No.2061) 七九二頁 b。
 26 前掲書、七九一頁 a。
 27 大日本仏教全書 1-0-1 『三國仏法伝通縁起』巻下(有精堂出版部、一九三三年)一二三頁。注 23 前掲安藤書によると、「律抄」は道宣『行事鈔』、「業疏」は道宣『四分律刪繁補隨機羯磨疏』、「輕重義」は道宣『量外輕重儀』を指す。
 28 前掲書一二七頁。
 29 大日本仏教全書 1-1-3、一一八頁。注 23 前掲石田書によると、「疏」は法礪『四分律疏』、「羯磨疏」は道宣『四分律刪繁補隨機羯磨疏』を指す。
 30 『大正新脩大藏經』五〇卷 (No.2061)、七三三頁 b。
 31 大日本仏教全書 1-5-0 『塵添蓋囊鈔』(有精堂出版部、一九三三年) 四四一頁。
 32 大日本仏教全書 1-1-3、一二〇頁。注 23 前掲大久保・安藤・東野書、蔵中しのぶ『聖徳太子慧思托生説と百濟弥勒寺「金製舍利奉安記」』(『日本文学』61(12)、日本文学協会、二〇一二年)によると、「止観法門」は「摩訶止観」、「玄義」は「法華玄義」、「文句」は「法華文句」、「次第禪門」は「釈禪波羅蜜次第法門」、「行法華懺法」は「法華三昧行法」、「小止観」は「天台小止観」、「六妙門」は「六妙法門」を指す。
 33 柴原永遠男『鑑真将来經の行方』(『奈良時代の写経と内裏』塙

書房、二〇〇〇年、初出一九九七年四月）を参照。

34 大日本仏教全書112 『聖德太子平氏伝雜勘文』下二（有精堂

出版部、一九三二年）二二八頁。

35 王勇 『聖德太子時空超越』大修館書店、一九九四年）を参照。

（なかざわりさ・北海道大学大学院博士前期課程修了）